

日常系廃棄物の分別について

- 以下のとおり分別して廃棄してください。
- 各収集場所では、常時廃棄可能です。

● 段ボール類(C棟1階 C-104 室北側 屋外通路) 及びE棟1階階段下(E-105 室横)

※紐でくくって排出してください。
※塗料などで汚れた段ボールは複合素材類・金属類等コンテナへ廃棄してください。



【一般ごみ】(各建物内の廊下等)



燃えるごみ、プラスチック、ペットボトル、缶の4種類

※ びんは缶と同じごみ箱に入れてください。

※ プラスチック、ペットボトル、缶は、中身を出して捨ててください。

透明又は半透明のゴミ袋を使用してください。ゴミ袋は総務課で配布しています。
※家庭用ゴミ袋に入ったゴミは回収できません。

● 乾電池・インクカートリッジ(E棟1階階段下(E-105 室横))

インクカートリッジは、EPSON 製及び Canon 製の
プリンターカートリッジに限ります。



紙ごみ

※ 【一般ごみ】のごみ箱の横に紐でくくって排出してください。
大量に処分する場合は、総務課までご相談ください。

制作系廃棄物の分別について

- ・廃棄物は必ず指定された場所に廃棄してください。
- ・指定場所以外には、絶対に廃棄しないでください。他の廃棄物が混ざると業者による回収ができません。
- ・廃棄物は制作等で使用したものに限ります。私物の不法投棄は犯罪になります。なお、発見した場合は厳正に対処します。

透明又は半透明のゴミ袋を使用してください。ゴミ袋は総務課で配布しています。

※家庭用ゴミ袋に入ったゴミは回収できません。



塗料容器・スプレー缶(通年廃棄可)

- ※ 少量の塗料等の中身は、古新聞等で包み、ごみ袋に入れて燃えるごみとして処分してください。
ただし、一斗缶など大量の塗料を処分する場合は、総務課までご相談ください。
- ※ スプレー缶は、完全に使い切った状態で処分してください。

木くずコンテナ(通年廃棄可)

- 木工作品を制作する過程で生じた木材、かんなくず、パネル片、木材片、ベニヤ片（樹脂等の複合物が付着していないもの）
- ※ 木工作品の制作とは無関係に伐採や剪定した木の幹枝、竹、草は燃えるごみとして処分しますので、コンテナに入れないとください。裁断して透明なごみ袋に入れてから総務課へご連絡ください。
- ※ 大きい丸太や木材はある程度のサイズに裁断してから廃棄してください。
- ※ 木の細かい粉は透明な袋に入れてください。袋が破れると粉が飛散するため、木くずに押しつぶされないようにコンテナに入れてください。

複合素材類・金属類等コンテナ(通年廃棄可)

鉄筋、パンチングアングル、金網、アングル、鉄板片、パイプ、釘、ネジ、針金、鉄くず、アルミ、ステンレス、銅、ブロンズ、樹脂類、発泡スチロール、塩ビ、アクリル、CD、DVD、ゴム類、塩ビ、アクリル、ビニール系包装資材、発泡レタング、シリコン、エアキャップ、ブルーシート、ナイロン、布フィルム、バラビン、ビニール傘、破損機械工具、破損電化製品、スチール製品、工芸物品の部品、糸、布類、作業服等の衣類、畳、ガラス、空びん、空プラスチック容器、陶器片、石膏、セメント片、ブロック片、レンガ、石材くず、粘土等、木くずなど

※ 鉄筋、パンチングアングル、金網、アングル、鉄板片、パイプ等は、2m以下に裁断してください。